

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境水道課
会議名 (審議会等名)	平成28年度 第3回 嬉野市下水道審議会		
開催日時	平成29年3月22日(水) 13:30～		
開催場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1会議室		
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	西 克典委員、小笠原康人委員、中島浩二委員、野辺田晋委員、藤田達美委員、井上新一郎委員、江頭政美委員、宮崎 力委員、木寺英二委員	
	事務局	環境水道課長、環境水道課副課長、環境水道課主査、環境水道課主事	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議レジュメ 下水道計画区域図面		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境水道課
議 題	下水道区域の見直しについて		
内 容	事務局より、下水道計画区域について説明を行った。		
審議経過	委員	本日、現地視察した地区（今寺、式浪、三坂を除く。）については、全体計画から除外し見直しを行うのか。また、その理由は何故か。全体計画区域を見直したい。	
	事務局	理由としては、下水道を整備する場合、整備完了まで長い期間を要することや、起債償還等の長期的な費用が高価になることなどがある。また、下水道区域から除外したエリアについては、市営浄化槽対象区域となり整備費及び維持管理費も安価となる。市営浄化槽事業は公共下水道と同等のサービスが提供できるため市民のデメリットは生じないと考える。	
	委員	市営浄化槽の申請は個人であるのか、集落でまとめて申請するのか。	
	事務局	個人で申請していただく。	
	委員	市営浄化槽のエリア指定はどうするのか。	
	事務局	公共下水道の計画区域外の地区が対象となる。	
	委員	既に浄化槽を設置しているところは、どうするのか。	
	事務局	既に設置してある浄化槽は、帰属することにより市営浄化槽として市が運営することとなる。	
	委員	計画区域から除外した地区も申請できるのか。	
	事務局	はい。ただし、都市計画決定の変更が必要となるため、1年程度の期間が必要となる。	
委員	公共下水道を早く整備してほしいという要望はあるか。		
事務局	今寺地区から要望があっている。浄化センターが今寺地区にあるためだと思われる。ほかにも計画区域内の地区においても早く整備してほしいとの要望等はある。		
委員	また、下水道供用開始地区内においては、早期に接続していただくよう広報等で周知している。		
委員	湯野田地区等は上流からの汚水量を計算して、大きな管を埋設しているが、過大投資とはならないか。		

	<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>当初は、上流からの汚水量を考慮し管径を決定していたため、今回の計画変更のみを考慮すれば過大になる。しかし、不明水や観光客の流動的な汚水もあり、また、人口減少等も考慮すればやむを得ない判断だと思われる。</p> <p>浄化センターは増設など行わなくてよいのか。</p> <p>当初は6池の計画だったが、今回の計画の見直しで4池に減少する。人口減少等も進んでおり、給水量も節水等が進み減少傾向であるため、この計画で充分処理できることとなっている。</p> <p>今回、現地を視察して、状況を確認いただけたかと思しますので、次回の審議会で諮問という形で区域の見直しをさせていただきたいと考えている。</p>
<p>その他</p>		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境水道課
議 題	平成29年度の事業計画について		
内 容	事務局より、平成29年度の事業計画について説明を行った。		
審議経過	事務局	<p>【公共下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 井手川内地区工事2ha、駅周辺工事 管渠工L=2,200m 下岩屋地区実施設計、調査業務 <p>【市営浄化槽事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置 90基 <p>【農業集落排水事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金改定 コンポスト販売に向けて条例、規則の整備 	
その他			